

桑野社労士&FP事務所だより

令和元年9月10日

第114号

〒614-8034 京都府八幡市八幡舞台34番地の17

TEL 075-874-4629 FAX 075-874-4630

E-mail kuwano@cosmos.ocn.ne.jp

令和元年度京都府最低賃金

10月1日から、1時間 882円→909円

令和元年度の京都府の最低賃金は、次のとおりです(カッコ内は、発効日)。

京都府最低賃金	909円(R1.10.1)
---------	---------------

特定(産業別)最低賃金は、次のとおりです。

産業	時間額(発効日)
金属製品製造業(金属素形材製品、ボルト・ナット、小ねじ等製造業)	921円(H30.12.22)
電気機械器具製造業(電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具等)	919円(H30.12.22)
輸送用機械器具製造業(建設機械・鉱山機械製造業)	927円(H30.12.22)
各種商品小売業(衣食住にわたる商品を一括して一事業場で小売りする)	909円(R1.10.1)
自動車(新車)小売業	
印刷業	909円
はん用・生産用等機械器具製造業	(R1.10.1)
自動車小売業	909円

適用される対象者

地域別最低賃金は、パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など雇用形態や呼び方に関係なく、働く全ての労働者とその使用者に適用されます。

一方、特定(産業別)最低賃金は、特定の産業の基幹的労働者とその使用者に対して適用されます。



最低賃金のチェック方法

1. 時間給の場合

時間給 \geq 最低賃金額(時間額)

2. 日給の場合

日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)

3. 月給の場合

月給 \div 1か月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)

【例1】年間所定労働日数252日、1日の所定労働時間8時間、基本給140,000円、営業手当10,000円、通勤手当2,000円、皆勤手当3,000円

(換算方法) 1か月平均労働時間: 252日 \times 8時間 \div 12月=168時間。対象となる賃金: 基本給140,000円+営業手当10,000円=150,000円、

150,000円 \div 168時間=892.857... $<$ 909円

【例2】年間所定労働日数252日、1日の所定労働時間8時間、基本給140,000円、役職手当20,000円、通勤手当2,000円、家族手当3,000円

(換算方法) 1か月平均労働時間: 252日 \times 8時間 \div 12月=168時間。対象となる賃金: 基本給140,000円+役職手当20,000円=160,000円、

160,000円 \div 168時間=952.38... $>$ 909円 ○

4. 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金算定期間において出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間で除した金額 \geq 最低賃金額(時間額)

最低賃金に算入されない賃金

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
- ③ 時間外・休日及び深夜手当
- ④ 通勤手当、家族手当、皆勤手当

(裏面に続く)

労働基準法 12

変形労働時間とは

週40時間・1日8時間というのは、法定労働時間の原則ですが、36協定を結ばずにこの上限を超えた労働時間とすることが認められるのが変形労働時間制です。

これには1週間、1か月、1年単位の3種類がありますが、平均して1週間の労働時間は40時間以内であることは共通しています。

○1週間単位(法第32条の5)

小売業・旅館・料理店及び飲食店で、常時使用する



労働者数が30人未満の事業場が対象です。1日は10時間を上限としますが、1週間平均の労働時間は40時間以内とします。1週間の各日の労働時間は事前に労働者に通知をし、所轄労働基準監督署長に労使協定を届けなければなりません。

○1か月単位(法第32条の2)

変形期間は2週間や4週間といった単位で1か月以内としますが、その期間の週の平均労働時間は40時間以内とします。各週・各日の労働時間をあらかじめ特定し、1週に1日もしくは4週に4日の休日を確保します。労使協定を所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません。

○1年単位(法第32条の4)

変形期間は1か月以上1年以内で、1週の労働時間は52時間、1日は10時間を上限としますが、これも対象期間の平均労働時間は週40時間以内です。1週間に1日の休日を確保し、連続労働の日数は原則6日、1年あたりの労働日数は280日が限度です。労使協定を所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません。

労働時間の規制を受けない労働者

1週間の労働時間は原則40時間ですが、その例外があります。そのひとつは、商業・映画・演劇場(映画の制作事業を除く)・保健衛生業・接客娯楽のうち、労働者数が10人未満の事業場では、1週間44時間・1日8時間の特例が認められています(法第40条、規則第25条の2)。この他に、次の者には、労働時間・休憩・休日の規定が適用されません(法第41条)。

①農業・水産業に従事する者(自然の影響を強く受けるため適用除外で、手続きは不要です)

- ② 管理監督者(経営者と一体的な立場にある者)
- ③機密の事務を取り扱う者(秘書等、その職務が経営者又は管理監督者の活動と一体不可分である者)
- ④監視労働に従事する者(計器などの監視で身体的・精神的緊張の少ない労働)
- ⑤断続的労働に従事する者(通常は閑散とし、手待ち時間が多い労働)
- ⑥ 宿日直勤務者

このうち管理監督者は、単に役職名だけではなく、地位や職務の内容の実態をみて検討する必要があります。また、④～⑥については、所轄労働基準監督署長の許可が条件になります。また、これらの労働者のいずれもが、深夜労働と年次有給休暇の規定は適用されません。

(次号に続く)

事務所からひとこと



京都には、八坂神社の門前に「祇園甲部」「祇園東」、鴨川の流れて沿って「先斗町」「宮川町」、そして北野天満宮の近くに「上七軒」と5つの花街があり、総称して京都五花街と呼ばれています。8月31日、社労士の仲間と法令分科会の勉強会の後、これで3回目の「宮川町ビアガーデン」に、行ってきました。

宮川町歌舞練場横の50～60人が入る会場で、芸舞妓さん4人が各テーブルを回って、お酌や一緒に写真を取ってもらった。写真のとおり参加者一同大満足で、顔も自然とほころんでいました。また、祇園小唄などの舞が3曲あり、これも普段みられないもので、存分に堪能しました。最後に、タオルと団扇が当たる抽選会があり、我が仲間のひとりが、見事当選しました。また、来年もよろしくとの声が上がっていました。